

聖籠町養育医療措置費負担金徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年1月28日

聖籠町長 西 脇 道 夫

聖籠町規則第1号

聖籠町養育医療措置費負担金徴収規則の一部を改正する規則

聖籠町養育医療措置費負担金徴収規則（平成25年聖籠町規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「D14階層」を「D15階層」に改める。

別表を次のように改める。

別表

養育医療措置費負担金徴収基準額表

階層区分			月額負担金徴収基準額		
			基準額	加算基準額	
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	A	円 0	円 0	
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	B	2,600	260	
C階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみの課税世帯	C	5,400	540	
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000円以下	D1	7,900	790
		15,001～ 21,000	D2	10,800	1,080
		21,001～ 51,000	D3	16,200	1,620
		51,001～ 87,000	D4	22,400	2,240

	87,001～ 171,300	D5	34,800	3,480
	171,301～ 252,100	D6	49,400	4,940
	252,101～ 342,100	D7	65,000	6,500
	342,101～ 450,100	D8	82,400	8,240
	450,101～ 579,000	D9	102,000	10,200
	579,001～ 700,900	D10	123,400	12,340
	700,901～ 849,000	D11	147,000	14,700
	849,001～ 1,041,000	D12	172,500	17,250
	1,041,001～ 1,222,500	D13	199,900	19,990
	1,222,501～ 1,423,500	D14	229,400	22,940
	1,423,501円 以上	D15	全額	左の基準額の10%。ただし、その額が26,300円に満たない場合は26,300円

備考

- 1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1～D15階層における「所得割の額」とは、同項第

2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

2 所得割の額を算定する場合には、児童等及びその児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

3 当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。

#### 4 徴収月額の決定の特例

(1) 同一世帯から2人以上の児童が、同時に別表の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。

(2) 児童に民法第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に市町村民税が課せられている場合は、本人につき扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

5 世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その市町村民税の課税の有無等により行うものである。

6 給付継続中に、認定の基礎となる扶養義務者の市町村民税額等に変動が生じた場合は、次のとおり再認定を行い、変動が生じた日の属する月の翌月から適用するものとする。

(1) 扶養義務者、児童の属する世帯構成等の変動の有無についての調査確認は、申請者の申出を待って行うものとする。

(2) 町民税額等の変動の有無についての調査確認は、A階層については各月の初日に、B階層、C階層及びD階層については当該年度の市町村民税の課税関係（免除を含む。）が確定する時期に行うものとする。

7 この表の「全額」とは、当該児童の措置に要した費用につき、町長の支弁すべき額又は費用総額から社会保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を差し引いた残りの額をいうものであること。

8 平成30年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、B階層の対象世帯のうち、特に

困窮していると町長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとすること。

9 次の（１）から（３）までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第1号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（地方税法第292条第1項第13号に規定する所得金額の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。）が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取扱う。

また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、1における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計額から、（１）又は（３）に該当する場合にあつては26万円を、（２）に該当する場合にあつては30万円を控除するものとする。

（１） 婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。））を有するもの（（２）に掲げる者を除く。）

（２） （１）に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

（３） 婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、前年の所得が500万円以下であるもの

なお、上記の（１）から（３）までのいずれかに該当する者は、その旨を記載した申請書（別紙様式第5号）を提出するものとする。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の聖籠町養育医療措置費負担金徴収規則の規定は、令和元年12月27日から適用する。